自動運航システムの衝突・座礁回避機能の専門家による評価の実施に関する契約書

（申請者の法人名）（以下「甲」という。）と一般財団法人日本船舶技術研究協会（以下「乙」という。）は、国土交通省海事局検査測度課長通達「自動運航システム等の検査の方法」（令和７年６月３０日付け国海査第１００号）附属書Ⅰに規定される、自動運航システムの衝突・座礁回避機能の専門家による評価（以下「専門家評価」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　専門家評価は、船舶安全法関係法令及び自動運航システム等の検査の方法並びに海上交通法規によるほか、乙の自動運航システムの衝突・座礁回避機能の専門家評価実施要領の定めるところにより実施するものとする。

２　この契約において使用する用語は、前項の法令及び通達の用語の例による。

（専門家評価の実施）

第２条　専門家評価は、甲が検査の方法附属書Ⅰの「１．評価シナリオ群の作成」に規定されるシナリオで実施したシミュレーションの結果について、次に掲げる方法により、乙が評価を委託した３名以上の専門家の合議によって行うものとする。

一　申請者が提出した評価指標、航跡図及びアニメーションを机上で評価する方法（以下「机上評価」という。）

二　机上評価のみで判断できない場合に、船橋からの視界を再現できる装置を用いて評価する方法（以下「船橋視界再現評価」という。）

２　評価した衝突・座礁回避機能に、海上交通法規及び一般的操船慣行に照らして違反又は不適切な動作が確認された場合、乙は甲にその旨を指摘するものとする。

３　前項の指摘を受けて、甲がプログラム（設定値等を含む。以下同じ。）を修正し、評価に必要なデータを再提出した場合は、乙は再評価を行うものとする。

４　評価においては、乙の職員が専門家と甲の間の情報伝達を行うほか、乙が甲に専門家が特定されないよう措置することを求めた場合には、甲はこれに応じなければならない。

５　船橋視界再現評価は、[国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所]or[申請者が手配し、かつ、専門家が特定できないよう措置した場所]において実施するものとする。（※[ ]はいずれかを選択する。）

（※申請者が手配し、かつ、専門家が特定できないよう措置した場所で実施する場合には次の項を追加する。）

[６　専門家が特定できないようにするための措置の内容が不十分であると乙が判断した場合は、船橋視界再現評価の実施場所を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に変更するものとする。]

（手数料）

第３条　甲が、乙に支払う手数料については添付別表のとおりとし、同別表（×）に基づき、基本手数料○，○○○，○○○円に消費税及び地方消費税相当額○○○，○○○円を加えた合計○，○○○，○○○円を、本契約締結後２週間以内に納付するものとする。

２　乙において追加手数料が生じた場合は、甲は、乙に、追加手数料の合計額を、評価結果報告書の受領後２週間以内に納付するものとする。

（※申請者が手配し、かつ、専門家が特定できないよう措置した場所で実施する場合には次の項を追加する。）

［３　前条第６項の場合における手数料の基本手数料の差額について、前項の規定を準用する。］

（評価の中止）

第４条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し、専門家評価の中止を書面で通知するものとする。

一　専門家が、申請者に評価に必要なデータについての説明を求め、又は追加のデータの提出を求めた場合において、甲乙合意の上定めた期日までに、甲が応じなかったとき。

二　第２条第２項の指摘を受けた場合において、甲乙合意の上定めた期日までに、甲が評価に必要なデータを再提出しなかったとき。

２　前項の通知後２か月以内に甲が対応した場合は、専門家評価を再開するものとする。この場合において、基本手数料を再度支払うことは要しない。

（評価結果）

第５条　乙は、最終的に、海上交通法規及び一般的操船慣行に照らして違反又は不適切な動作が確認されなかった場合は、甲に評価結果を報告するものとする。

２　評価結果は、次について保証するものではないものとする。

一　専門家評価を行った衝突・回避機能が内蔵された自動運航システムを搭載する船舶が船舶検査に合格すること

二　衝突・回避機能に瑕疵がないこと

３　提出されたデータに虚偽があった場合は、評価結果について責任を負わないものとする。

（契約の解除）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合、乙は本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　天災地変その他不可抗力又は乙の責に帰し難い事由により専門家評価を遂行し得ないとき。

二　専門家評価の実施にあたり、想定外の法令又は通達の制定改廃、技術上の障害が

生じ、甲が解約を妥当と認めたとき。

三　甲が手数料を期日までに納付しなかったとき。

四　甲が、第４条第１項の通知後２か月を超えて、引き続き対応しなかったとき。

２　前項第一号又は第二号に該当する場合、甲乙協議の上、乙は手数料の一部を甲に返還するものとする。この場合において、乙が専門家評価に着手した後にあっては、既に発生した費用は返還しない。

３　第１項第四号に該当する場合、手数料は返還しない。

４　前項の規定は、甲の都合により専門家評価の申請を取り下げた場合について、準用する。

（損害賠償）

第７条　乙は、第４条第１項の規定に基づく専門家評価の中止又は前条第１項の規定に基づく本契約の解除により、甲が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第８条　乙は、専門家評価の実施にあたり知り得た秘密情報（評価に伴い入手した情報のうち、対外的に公表されていないものをいう。）を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、国土交通省又は船舶安全法第８条の船級協会から、船舶検査のために必要な情報として、専門家評価に関する情報の提供を求められた場合は、この限りでない。

２　乙は、専門家評価を依頼する専門家その他評価の実施に必要となる契約の相手方にも、前項と同様の秘密の保持を義務付けるものとする。

（協議）

第９条　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

甲

代表取締役社長

乙　東京都港区赤坂２丁目１０番９号
大阪ガス都市開発赤坂ビル
一般財団法人　日本船舶技術研究協会
会　長　　田　中　　誠　一

（別表）

手数料表

(1) 新規の衝突・座礁回避機能について専門家評価を受ける場合（船舶検査の合格実績がある衝突・座礁回避機能について、改修（軽微なものを除く。）が行われた場合を含む。）

	基本手数料	再評価が必要となった場合の追加手数料（再評価１回あたり）
基本シナリオ評価	一式 3,500,000 円 (※下記(3)(4)参照)	
- 机上評価		200,000 円／回
- 船橋視界再現評価		900,000 円／回 (※下記(3)(4)参照)
中間・実海域・事故シナリオ評価		
- 机上評価		200,000 円／回
- 船橋視界再現評価		900,000 円／回 (※下記(3)(4)参照)

(2) 船舶検査の合格実績がある衝突・座礁回避機能について、異なる船舶に搭載するために専門家評価を受ける場合（軽微な改修が行われた場合を含む。）

	基本手数料	再評価が必要となった場合の追加手数料（再評価１回あたり）
基本シナリオ評価	一式 2,500,000 円 (※下記(3)(4)参照)	
- 机上評価		200,000 円／回
- 船橋視界再現評価		900,000 円／回 (※下記(3)(4)参照)
中間・実海域・事故シナリオ評価		
- 机上評価		200,000 円／回
- 船橋視界再現評価		900,000 円／回 (※下記(3)(4)参照)

(3) 船橋視界再現評価において周囲景色データの作成が必要となる場合

上記(1)(2)の金額に加え、必要経費を加算する。この場合、周囲景色データを申請者に帰属するものとする。

(4) 船橋視界再現評価を、申請者が手配し、かつ、専門家が特定できないよう措置した場所において実施する場合

基本手数料は、(1)は 2,000,000 円、(2)は 1,000,000 円とし、船橋視界再現評価の追加手数料は、(1)(2)ともに 250,000 円／回とする。

(5) その他個別に事情がある場合は調整する。

(6) 総トン数 20 トン未満の小型船舶に搭載するものについては、この表によらず、申請者と個別に協議する。

(7) 上記の金額に消費税は含まれていないため、別途消費税を請求する。